

# 広島市水道局週休 2 日工事実施要領(土木工事及び配管工事) (R8. 10)

(令和 2 年 7 月 1 日制定・令和 8 年 1 0 月 1 日最終改定)

(趣旨)

第 1 条 本要領は、広島市水道局発注の土木工事・配管工事における働き方改革促進の一環として「週休 2 日工事」を実施するに当り、必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

(定義)

第 2 条 「週休 2 日」とは、次のいずれかをいう。

(1) 「完全週休 2 日」

対象期間のすべての週単位において、原則、土曜日・日曜日（以下「土日」という。）に現場閉所し、週休 2 日（2 日／7 日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「月単位の週休 2 日」

「完全週休 2 日」を達成できなかった場合において、原則、土日に現場閉所し、すべての月単位で 4 週 8 休（8 日／28 日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「通期の週休 2 日」

「月単位の週休 2 日」を達成できなかった場合において、原則、土日に現場閉所し、現場閉所の実績が対象期間内の土日の日数以上であると認められる状態をいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までとする。ただし、次の期間は対象外とする。

(1) 年末年始 6 日間、夏期休暇 3 日間

(2) 工場製作のみを実施している期間

(3) 工事全体を一時中止している期間

(4) 受注者の責によらず、代替現場閉所日の設定が不可能な現場作業を余儀なくされる土日

3 「週単位」とは、工事着手日から起算して 7 日（1 週）ごとに分けた期間（前項の対象外期間を含む。）をいう。

4 「月単位」とは、歴月によらず、工事着手日から起算して 28 日（4 週）ごとに分けた期間（同条 2 項の対象外期間を含む。）をいう。

5 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（準備期間は含まない）に着手する日をいう。

6 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（後片付け及び工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去を除く。）が完了した日をいう。

7 「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、現場閉所日の巡回パトロールや保守点検等、監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合も「現場閉所」として扱う。

8 「完全週休 2 日」は、対象期間のすべての週単位における現場閉所の実績が 2 日以上の場合に達成されたものとする。ただし、工事完了日又は同条 2 項の対象外期間の影響で対象日数が 7 日に満たない週単位については、当該週単位内の対象となる期間に土日がある場合、その土日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば「完全週休 2 日」が達成されたものとする。

9 「月単位の週休 2 日」は、対象期間のすべての月単位における現場閉所の実績が 8 日以上の場合に達成されたものとする。ただし、工事完了日又は同条 2 項の対象外期間の影響

で対象日数が28日に満たない月単位については、当該月単位内の対象となる期間に土日がある場合、その土日の日数以上の現場閉所日が確保されていれば「月単位の週休2日」が達成されたものとする。

10 「通期の週休2日」は、対象期間の現場閉所の実績が対象期間内にある土日の日数以上の場合に達成されたものとする。

11 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事実施要領（土木工事及び配管工事）」による工事（以下「週休2日交替制工事」という。）へ実施方法を変更することができるものとする。

（対象及び対象外工事）

第3条 対象工事は、原則、広島市水道局が発注する全ての土木工事・配管工事（土木工事標準積算基準書及び水道事業実務必携を適用する工事）とする。ただし、以下の工事は対象外とする。

(1) 単価契約工事

(2) 緊急に発注を要する応急復旧工事

(3) 工期算定時における実作業日数が7日未満の工事

（実施方法）

第4条 発注者は、対象工事の特記仕様書に「完全週休2日工事」の対象である旨及び「週休2日交替制工事」への変更が可能な旨を明記すること。

2 受注者は、原則、すべての週単位の土日を現場閉所日とし、「完全週休2日」を達成させる計画を立て、「休日等取得計画・実績表」に工事着手予定日、工事完了予定日及び現場閉所予定日を明記し、工事着手前に提出する施工計画書に合わせて発注者に提出すること。

3 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日工事」である旨を明示すること。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA4サイズ横以上とする。

#### 記載内容の例

|                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>週休2日工事</b></p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p style="text-align: center;">発注者: 広島市水道局〇〇〇課</p> <p style="text-align: center;">受注者: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4 やむを得ず土日に施工する場合、「完全週休2日」においては、同一週単位内の別日に、「月単位の週休2日」においては、同一月単位内の別日に、「通期の週休2日」においては、対象期間内の別日に現場閉所しなければならない。ただし、第2条2項(4)に該当する場合は除く。

5 受注者は、「工事週報（施工様式-59）」又は「工事日報（施工様式-18）」に実際の工事着手日、工事完了日を記入し監督員に提出すること。

また、やむを得ず同条2項により提出した現場閉所予定日を変更する場合は、これに変

更した計画又は実績を記入すること。

- 6 受注者は、「完全週休2日」を達成できなかった場合は、「月単位の週休2日」に取り組むこと。

また、「月単位の週休2日」を達成できなかった場合は、「通期の週休2日」に取り組むこと。

(実施報告)

第5条 受注者は、対象期間終了後、速やかに「休日等取得計画・実績表」に現場閉所等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。

また、発注者が対象期間中に現場閉所の実施状況の提示を求めた場合、受注者はこれに応じなければならない。

- 2 発注者は、前項により提出された「休日等取得計画・実績表」及び「工事週報（施工様式-59）」又は「工事日報（施工様式-18）」により、現場閉所の実績を確認するものとする。

- 3 受注者は、「完全週休2日」及び「月単位の週休2日」を達成できなかった場合においても「通期の週休2日」に取り組み、対象期間終了後、「休日等取得計画・実績表」に現場閉所等の実績を記入し、発注者に提出しなければならない。

(工期)

第6条 発注者は、週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

- 2 「週休2日」を理由とする工期延期については認めないものとする。

また、「週休2日交替制工事」への実施方法の変更に伴う工期変更は行わないものとする。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、「工事検査成績評定書（検査様式-13）」の「2. 施工状況 ②工程管理」において評価する。

- 2 「週休2日」を達成できなかった場合において、減点は行わないものとする。

(アンケート調査等)

第8条 発注者は、いずれの「週休2日」も達成できなかった場合、必要に応じてヒアリング又はアンケート調査を行うこととし、受注者はこれに協力すること。

(提出書類の虚偽)

第9条 第5条1項により提出された「休日等取得計画・実績表」の内容について、虚偽が判明した際には、指名停止となる場合がある。

(施工実績)

第10条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績評定通知書（検査様式-16）」の「9 その他特記事項」において施工実績を証明する。

なお、評定の対象とならない工事については、検査合格後に受注者が希望する場合は「週休2日工事実績証明書（検査様式-24）」を交付し、施工実績を証明するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定め

るものとする。

附則

この要領は、令和２年７月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年８月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年８月１日から施行する。

附則

この要領は、令和４年８月１日から施行する。

附則

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年２月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。